

島根県障がい者就労継続支援事業所
工賃向上計画（案）
（第5期）

令和6～8年度
（2024～2026）

【注意事項】

この計画案に記載されている、令和5年度の工賃実績、工賃支払総額、工賃支払延べ人数は5/13集計時点の速報値であり、6月末に確定する確報値と異なる場合があります。

また、令和5年度の平均工賃を基準に設定した令和6～8年度の目標工賃も上記により修正される場合があります

島 根 県

令和6年〇月

1. 計画策定の趣旨

(1) 趣 旨

障がいがある人もない人も、お互いの人権や尊厳を大切に、誰もが生き生きとした人生を送ることができる「共生社会」の実現に向けて、地域で自立した生活を実現するための経済的な基盤を持つことが重要です。

障がいのある人の経済的・社会的自立に向けて、一般就労を希望する人はできる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難な人には、働く場を提供するとともに就労に関する技術の向上のための必要なサービスを提供し工賃水準が向上するように、それぞれ支援していく必要があります。

本県では、工賃水準の向上を図るため、平成 19 年度に「工賃倍増計画」を策定し、平成 24 年度以降は、県と就労継続支援 B 型事業所（以下「B 型事業所」という。）が 3 年毎に「工賃向上計画」を策定してきました。

令和 6 年度以降についても引き続き工賃向上に資する取り組みを推進するため、現状を分析し課題を整理するとともに、「工賃向上計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、「島根県障がい者基本計画」の第 3 編 3. 就労支援に記述する「(2) 工賃等向上のための支援」の取組となるものです。策定にあたっては、国から示された『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』に基づき策定します。

(3) 計画の対象期間

令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までの期間

(4) 計画の対象事業所

県内すべての B 型事業所。（※令和 6 年 4 月 1 日現在 144 事業所）

なお、就労継続支援 A 型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。）、生活介護事業所（生産活動を行っている場合。）及び地域活動支援センターのうち、工賃向上計画等を作成し、工賃等の向上に意欲的に取り組む事業所については、この計画に基づく取組の対象とします。

(5) 目標設定の考え方

すべての B 型事業所を対象に工賃向上計画の策定を求め、提出された計画における年度ごとの目標工賃を参考にして、県の目標値を設定

2. 令和3年度～令和5年度 工賃向上計画の評価

(1) 工賃実績

島根県のB型事業所の工賃実績は、コロナ禍の影響により令和2年度には大きく減少しました。しかし、「工賃向上計画（令和3年度～令和5年度）」の対象期間である令和3年度から増加傾向となり、令和4年度には20,000円台を超えコロナ前の工賃を上回りました。これは、県内の企業活動や観光需要が、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直したことや、製造業等からの作業受託、受注が回復傾向にあったことなどが要因として挙げられます。

また、付加価値の高い自主製品の生産・販売に取り組んだことや、農福連携の取組などによる施設外就労が増えたこと等により、全国の平均工賃実績と比べても高く推移しており、令和3年度に全国6位、令和4年度に全国7位となっています。

令和5年度の平均工賃月額については算定方法の見直し（※）がありましたが、これまでと同様の方法で算出した平均工賃月額は20,428円で、目標月額の21,327円には達しないながら過去最高となりました。

なお、新たな算定方法による令和5年度の平均工賃月額は、月額27,660円でした。

○工賃向上計画（令和3年度～令和5年度）目標月額と実績の比較

	R3年度	R4年度	R5年度
目標月額	20,120円	20,724円	21,327円
実績月額（旧算定）	19,749円	20,141円	20,428円
実績月額（新算定）	—	—	27,660円

※各年度の平均工賃月額は、令和4年度までは、各年度の支払工賃総額を総支払対象者数で割って算定していました。このため、月毎の利用日数が少ないため工賃が低い利用者を受け入れる事業所では平均工賃月額が低く算定されていました。

令和5年度実績からは1日あたりの平均利用者数を用いて算定することとなりました（次ページの計算例参照）。

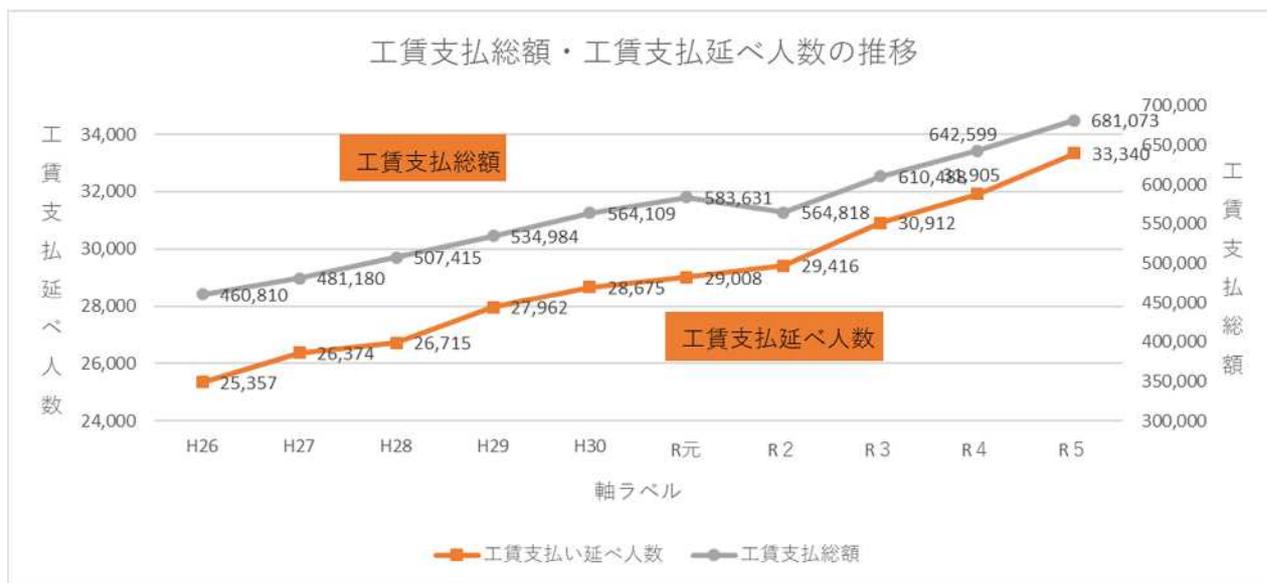


(2) 工賃支払い総額

工賃支払総額は、平成26年度の約2億5千3百万円から、令和5年度の約6億8千1百万円と推移しています。

工賃支払延べ人数も、平成26年度の約2万5千人から、令和5年度の約3万3千人と約8千人（約31%）増加しています。

このように、就労継続支援B型事業所の利用者数は増加傾向であり、工賃支払総額も増加しています。



○平均工賃算定方法の変更による影響の計算例

X月(開所日数23日)		
利用者	利用日数	支払工賃
Aさん	23	23,000
Bさん	20	20,000
Cさん	15	15,000
Dさん	7	7,000
Eさん	5	5,000
計5人	計70人	計70,000円

- ・ R4年度までの算定方法
X月の平均工賃月額＝
総支払工賃÷工賃支払対象者数＝
70,000÷5人＝14,000円



- ・ R5年度以降の算定方法
X月の平均工賃月額＝
総支払工賃÷1開所日あたり利用者数＝
70,000÷(70人・日÷23日)＝22,580円

(3) 事業所別の平均工賃月額の分布

① 平均工賃の分布

平均工賃月額（旧算定）を区分別にみると、令和5年度に最も多かったのが20,000円以上30,000円未満で全体の35%、次いで10,000円以上20,000円未満で34%、その次に10,000円未満で16%の順となっています。

計画期間中の推移をみると、平均工賃月額10,000円未満であった事業所数は令和3年度に19でしたが、令和5年度には22に増加しています。一方、平均工賃月額が30,000円以上の事業所は令和3年度に17でしたが、令和5年度には20と3事業所増加しています。

平均工賃月額区分別施設数（令和3年度～令和5年度）

平均工賃	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
10,000円未満	19	14%	16	12%	22(4)	16%(3%)
10,000円以上20,000円未満	53	40%	53	39%	46(32)	34%(24%)
20,000円以上30,000円未満	43	33%	43	32%	47(48)	35%(36%)
30,000円以上40,000円未満	15	11%	19	14%	17(32)	13%(24%)
40,000円以上50,000円未満	2	2%	3	2%	2(16)	1%(12%)
50,000円以上	0	0%	1	1%	1(4)	1%(3%)
合計	132		135		135	

※R5年度のカッコ内は新たな算定法による事業所数

② 平均工賃月額の区分別の分析

ア 平均工賃月額の高い事業所(平均工賃月額：30,000円以上)の特徴等

- ・事業所数（R5実績）：20事業所
- ・主要な生産活動
 - 食品製造業：6事業所（30%）
 - 施設外での請負：4事業所（20%）
 - 農業：3事業所（15%）

・特徴

設備投資を行いパン・菓子等のオリジナル製品の生産・販売を行っている事業所が多いほか、施設外の受託作業で高単価の作業を受託している事業所が高収益を得ることができていると考えられます。

また、主に農業を行っている施設が3事業所あり、高付加価値の農業を行っています。

イ 平均工賃月額が中位の事業所(平均工賃月額：20,000～30,000 円)の特徴等

- ・事業所数（R 5実績）：47 事業所
- ・主要な生産活動 受託軽作業：16 事業所（34%）
飲食サービス：8 事業所（17%）
施設外での請負：6 事業所（13%）

・特徴

受託作業中心の事業所でも、比較的高単価の作業や多数の作業を受託することにより高収益を得ていると考えられます。

また、弁当や給食などの飲食サービスを提供している事業所の多くがこの区分の工賃水準となっています。

ウ 平均工賃月額の低い事業所(平均工賃月額：20,000 円未満)の特徴等

- ・事業所数（R 5実績）：68 事業所
- ・主要な生産活動 受託軽作業：33 事業所（49%）
食品製造業：12 事業所（18%）
製造業（非食品）：7 事業所（10%）

・特徴

受託軽作業を中心で行う事業所が約半数を占めています。このような事業所においては、社会情勢、景気動向、企業の事情等に受注量や作業単価が左右されやすいなどの問題があります。

また、事業所によっては、利用者の高齢化などにより体力を必要とする作業が難しい場合や、利用者の病状や精神面の不安定さなどから作業設定が難しい場合などの事情もあります。

3. 具体的な取り組み状況【R3～R5の実績】

県及び島根県障がい者就労事業振興センター(以下「振興センター」という。)は、工賃向上に向けて以下の事業に取り組みました。

(1) 共同化・連携の推進

県	振興センター
・福祉事業所間・他産業との連携事業に対する補助事業実施	・ドラッグストア等への販売コーナー設置、バザー、予約販売、内職説明会の実施 ・事業所や行政機関、支援機関との連携やネットワーク化の支援

【主な事業の実績】

○福祉事業所間・他産業との連携事業に対する補助事業

年度	事業所数	主な取組事例
R3	5事業所	OEM先が廃業し菓子の製造ができない企業と連携し、製造を再開
R4	4事業所	県外企業と連携した新商品開発のため生産性・品質向上に取り組む
R5	4事業所	菓子の製造、販売、原材料確保を複数事業所で分業して取り組む

○ドラッグストア等での共同販売実績

年度	販売店舗数	売上実績
R3	17店	3,127千円
R4	16店	3,095千円
R5	4店	2,353千円

(2) 他産業との連携の促進【重点施策】

県	振興センター
・農福連携全国都道府県ネットワークとの連携	・農作業における施設外就労の定着・拡大の促進【拡充】 ・地域連携会議の開催による関係機関との連携促進

【主な事業の実績】

○以下により農作業における施設外就労の定着・拡大に取り組んだ

- ・農業者とのマッチングを推進するため農福連携地域コーディネーターを設置
- ・農業技術・知識向上のため農福連携サポーターを派遣
- ・新たに農作業を請け負う事業所に対し、暑さ対策や障がい特性に応じて必要となる作業用具等の購入経費を助成
- ・新たに農作業を請け負う事業所に対し奨励金を支給

年度	マッチング件数	農福連携ポーター派遣	作業用具等購入補助	事業所に対する奨励金
R 3	15 件	16 件	—	—
R 4	16 件	17 件	9 事業所	10 事業所
R 5	26 件	14 件	11 事業所	13 事業所

(3) 受注・販路の拡大

県	振興センター
<ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発・販路拡大等に対する補助事業実施 ・官公需の受注・受託の促進(県、市町村等) ・障がい者チャレンジショップを浜田合庁でも開催【拡充】 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業、行政機関等への発注の呼びかけ、予約販売 ・M i r a i w a (ビジネスマッチングサイト) による情報発信 ・農福マルシェの開催

【主な事業の実績】

○新商品開発・販路拡大等に対する補助事業

年度	事業所数	主な取組事例
R 3	6 事業所	ラスクの販促ツール作成
R 4	4 事業所	石見神楽の登場人物をキャラクター化したグッズの開発
R 5	2 事業所	地元産の卵を使用した卵黄ボーロ、シフォンの開発

○障がい者チャレンジショップでの販売実績

年度	出店事業所数	売上額
R 3	12 事業所	3,637 千円
R 4	13 事業所	4,335 千円
R 5	11 事業所	4,238 千円

(4) 企業的經營手法の導入・経営者の意識改革等

県	振興センター
—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣による経営改善 ・ 工賃向上に関する研修の実施 ・ 利用者の作業効率改善のための実務研修会等の開催

【主な事業の実績】

年度	専門家派遣		研修	
	事業所数	回数	工賃向上に関する研修	作業効率改善のための研修
R 3	9 事業所	2 0 回	5 回	4 回
R 4	1 1 事業所	3 4 回	5 回	4 回
R 5	5 事業所	1 0 回	7 回	3 回

4. 事業所が工賃向上に取り組むための課題と対策

(1) 工賃向上に取り組むための課題

第5期計画の策定に当たり、B型事業所に工賃向上に向けた課題等について確認したところ、①就労事業における職員の負荷が大きい、次いで②大量の受注をこなせない、③商品や提供するサービスの単価が安いことなどの意見がありました。

なお、事業所の作業別に分けた場合の主な回答は以下のとおりです。

ア 施設外作業を中心に行っている事業所

- ・天候や気温などの影響で作業時間が安定的に確保できない
- ・出来高の為、新しい利用者が慣れるまでは収入が低くなる
- ・単発で入る不定期の作業の為、収支の見込みが立てにくい

イ 自社製品を中心に行っている事業所

- ・原材料の高騰により商品単価を見直す必要がある
- ・安定受注の確保・新規顧客開拓の必要がある
- ・商品開発や増産、受託先の開拓に向けた職員の専門性の向上が必要である

ウ 受託軽作業を中心に行っている事業所

- ・時期により、受注量の増減がある
- ・単価の高い作業とそうでない作業の差が大きい
- ・受注単価が安価のため作業量を増やすと、職員の負荷が大きい

エ 農業を中心に行っている事業所

- ・作業時期が重なるため全ての受注を受けることが出来ない
- ・農産品の市場価格が不安定である
- ・職員、利用者ともに高齢になり作業負担が大きくなっている

(2) 工賃向上に向けた方向性と対策

各事業所においては、(1)に挙げた課題を克服し、工賃を向上させるための方向性として、①既存商品・サービスの利益率を向上させること、②既存商品(作業)の販売量(受注量)を拡大すること、③新商品開発・販路開拓を検討しています。

具体的な取組としては、「作業内容と作業効率の見直し」や「利用者の技能レベルを上げ、受注単価の交渉を行う」などに取り組むことを検討しています。

なお、事業所の作業別に分けた場合の主な回答は以下のとおりです。

- ア 施設外作業を中心に行っている事業所
 - ・施設外就労に取り組める利用者を増やしていく
 - ・受託業者に対する単価交渉を行う
 - ・経費の削減による利益の拡大を図る
- イ 自社製品を中心に行っている事業所
 - ・単価の見直し、受注先との連携強化により、売れる商品の開発をすすめる
 - ・新規取引先を開拓する
 - ・店舗や商品の魅力を伝える情報発信を工夫する
- ウ 受託軽作業を中心に行っている事業所
 - ・新規取引先を開拓する
 - ・安定した受注量の確保と単価の高い商品の作業へ移行する
 - ・作業に取り組む利用者及び職員の人材育成を図る
- エ 農業を中心に行っている事業所
 - ・単価の高い商品への移行を図る
 - ・業者への単価交渉をすすめる
 - ・室内での作業を創出する

5. 県の目標工賃

県の目標工賃については、各事業所が策定した工賃向上計画における目標工賃の伸び率を参考にして、令和5年度の県全体の平均工賃を基準に次のとおり各年度の目標を設定しました。計画最終年度の令和8年度には令和5年度実績と比べて6%余の工賃向上となるよう取組を進めます。

なお、各年度の実績を確認し、必要に応じて目標工賃の見直しを検討します。

令和5年度 工賃実績 (月 額) 27,660 円	➡	令和8年度 目標工賃 (月 額) 29,500 円
-------------------------------------	---	-------------------------------------

	令和5年度 実績	1年目 令和6年度 目標	2年目 令和7年度 目標	最終年 令和8年度 目標	R8/R5比
月 額	27,660 円	28,300 円	28,900 円	29,500 円	106.7%

【参考】

■島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画

年度	第1期			第2期			第3期			第4期		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
工賃実績	17,154	17,921	18,173	18,244	189,494	19,133	19,672	20,120	19,201	19,749	20,141	20,428
前年比	-	104.5%	101.4%	100.4%	1038.7%	10.1%	102.8%	102.3%	95.4%	102.9%	102.0%	101.4%
年換算伸び率	102.9%			102.4%			98.8%			101.7%		

※R5実績は旧算定法による

■民営事業所における障がい者の賃金（所定内給与額）の状況（障害者雇用実態調査：厚生労働省）

障がい種別	H30	R5	年換算伸び率
身体	204,000	223,000	101.8%
知的	114,000	133,000	103.1%
精神	122,000	146,000	103.7%
発達	123,000	128,000	100.8%

年換算伸び率について、障がい種別ごとの雇用者数による加重平均は102.4%

■県内事業所における賃金（所定内給与額。企業規模10名以上）の状況（賃金構造統計調査：厚生労働省）

年	R4	R5	年間伸び率
全産業平均	263,100	268,700	102.1%

■県内事業所における賃金（所定内給与額。事業所規模5名以上）の状況（毎月勤労統計調査：島根県統計調査課）

年	R4	R5	年間伸び率
全産業平均	216,876	221,127	102.0%

■県内の物価（生鮮食品を除く総合指数）の状況（松江市消費物価指数：島根県統計調査課）

年	R4	R5	年間伸び率
総合指数	102.0	105.1	103.0%

6. 具体的な施策

(1) 基本的な方向性

「2.(3) 事業所別の平均工賃月額分布」に示したように、食品製造業という同じ業種を主要な生産活動としている事業所でも、平均工賃月額は高い事業所と低い事業所に二極化しています。また、施設外就労を主要な生産活動としている事業所は比較的工賃水準が高くなっています。このことから、今後の工賃引き上げにあたっては、各事業所が生産活動で提供する商品・サービスの質を高め、新たな取引先を確保する取組を切れ目なく実施すること及び施設外就労に取り組むなどの新たな事業展開を図ることが重要です。

また、県計画の策定に先立ち、B型事業所に県や振興センターへの意見等を求めたところ、希望する支援施策として、職員・利用者のスキルアップ研修、官公需・受注の斡旋、技術・ノウハウの指導、新商品開発への支援、企業等との連携・ネットワーク化等がありました。

これらを踏まえ、本計画では、以下の方向性で各事業所の取組を後押しし、「5. 県の目標工賃」に記載した目標の達成を目指します。

6つの基本的な方向性

① 事業所の経営力向上

工賃を継続的に引き上げるためには、管理者・職員が事業所の経営理念を共有し、事業所全体で取り組む必要があります。管理者及び職員の意識改革・人材育成により、事業所としての経営力を高めるための支援を行います。

② 新規事業・商品改良等の支援

事業所が行う新規事業の立ち上げや既存商品の改良、販路拡大の取組に対し、専門家による指導・助言等により支援します。

③ 他産業との連携の促進

農業や地場産業においては人手不足が課題となっており、施設外就労を促進することで工賃向上を図る好機です。事業所による農福連携やその他の産業との連携等を支援します。

④ 販路拡大、新たな取引先の確保

共同受注窓口を活用した受注拡大、販売機会の確保の取組等を支援します。

⑤ 説明会や研修等の実施

工賃向上に必要な知識を取得するための事業所職員向け研修のほか、利用者向けの研修や施設外就労受入れ事業主向けの実習を実施します。

⑥ 市町村における取組の協力依頼

市町村に対し、障がい者の仕事の創出や工賃向上に取り組む事業所への支援を依頼します。

(2) 計画の推進体制と具体的な施策【R6～R8の取組】

6つの基本的な方向性を推進するにあたり、次のとおり取り組んでいきます。

	県	振興センター
①事業所の経営力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・振興センター主催の研修へ参加し、制度・施策説明を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・工賃向上セミナー実施 ・経営安定化研修実施
②新規事業・商品改良等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発・販路拡大等に対する補助事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による助言
③他産業との連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・他産業等との連携事業に対する補助事業実施 ・農福連携全国都道府県ネットワークとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業における施設外就労の定着・拡大の促進【一部新規】 ・地域連携会議の開催による関係機関との連携促進 ・補助事業の申請方法への助言
④販路拡大、新たな取引先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発・販路拡大等に対する補助事業実施 ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく優先調達、調達方針の作成（県、市町村等） ・障がい者チャレンジショップの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業、行政機関等への発注の呼びかけ、予約販売 ・事業所見学会の開催 ・Miraiwa（ビジネスマッチングサイト）による情報発信 ・商談会、販売イベント等の開催 ・農福マルシェの開催 ・県外での販路開拓支援
⑤説明会や研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・振興センター主催の研修へ参加し、制度・施策説明を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・工賃向上セミナー実施 ・利用者向けの実務研修実施 ・施設外就労実施に係る実習
⑥市町村における取組の協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内での販売スペース設置 ・優先調達の要請や方針策定の依頼 ・地元企業への発注の協力依頼 	—

(3) 官公需に関する支援

- ・官公需については、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、調達の推進を図るための方針及び目標を引き続き作成します。
- ・県は振興センターと連携して、県機関、市町村等に対して、官公需を希望する事業者の提供可能な製品やサービスの情報提供を行い、年2回程度の協力を依頼します。
また、新たな取組みとして県の各所属において調達したい物品、役務等についてまとめ、障がい者就労施設等へ情報提供をします。
- ・市町村等における調達方針の策定が円滑に行われるように、国や県の調達状況や各種情報等を提供します。

○障がい者就労施設等からの物品等の調達の実績

(単位:円)

	R3						R4						R5	
	上期		下期		年度計		上期		下期		年度計		上期	
	件数	金額												
調達目標額	-	-	-	-	-	46,000,000	-	-	-	-	-	46,000,000	-	-
実績額	242	18,254,790	244	18,455,624	486	36,710,414	255	19,393,686	329	21,279,170	584	40,672,856	271	19,349,524
前年比	-	-	-	-	-	-	-	106.2%	-	115.3%	-	110.8%	-	99.8%
調達目標達成率	-	-	-	-	-	79.8%	-	-	-	-	-	88.4%	-	-

(4) 市町村における工賃向上に資する取組

県計画の作成に先立ち、市町村に対し照会を行ったところ、市町村より回答が得られたものを抜粋しました。各部署に向けての優先調達等の情報発信や協力要請は多くの市町村が実施されていますが、地元企業に向けての発注の働きかけも行われるよう依頼していきます。

- ① ホームページに市内の各事業所の作業内容や特徴等について掲載し、施設の理解と製品やサービスの利用を促進する取り組みを実施
- ② 庁内の商工、観光、農業担当課等に対し、障がいの理解啓発を図り、障がい者の就労機会を創出するよう連携を図る
- ③ 庁内会議等で、障がい者就労支援施設等からの優先調達について周知を実施
- ④ 庁舎内に、事業所のパンやクッキーなどを販売するスペースを優先的に提供
- ⑤ 町内の事業所に、災害備蓄品、広報誌等封入作業、清掃業務などを委託
- ⑥ 自治体が開催する各種行事、イベント等の公募を行う際、施設等へ優先的に情報提供を行う。

(5) その他参考

① 工賃向上に関する県計画の策定状況

- (平成 19～23 年度) 島根県障害者就労支援事業所工賃倍増計画 ※施行時の名称
- (平成 24～26 年度) 島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画
- (平成 27～29 年度) 島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画
- (平成 30～令和 2 年度) 島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画
- (令和 3～令和 5 年度) 島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画

② 特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センターの活動状況

○経緯

- 平成 22 年 9 月 1 日 障がい者就労事業振興センター事業開始
- 平成 27 年 3 月 2 日 特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター設立
- 平成 27 年 4 月 1 日 特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センターへ
工賃向上計画支援事業を県から業務委託開始

○主な事業内容

- (1) 販売促進・販路拡大のための共同窓口活動
- (2) 地域における連携支援活動
- (3) 意欲的な就労支援事業所に対する工賃向上計画遂行支援（専門家指導）
- (4) 個別テーマに対する専門家派遣
- (5) 意識改革、人材育成（研修、セミナー等の実施）
- (6) 工賃向上計画の作成・遂行支援、補助事業等への助言
- (7) 各種相談、先行事例紹介、情報提供、就労支援事業所の支援ニーズの把握等